



裁 決 書

地福第549号

審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

審査請求人代理人 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

処分庁 一関市福祉事務所長

審査請求人が平成29年6月21日に提起した処分庁による生活保護法第63条による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、平成24年■月■日から生活保護を受給した。その際、処分庁は請求人が加入していた[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の生命共済の加入継続を容認した。
- 2 請求人は、平成27年■月に■と診断され、平成27年■月から平成28年■月にかけて、■病院で3度の入院加療を受けた。この入院加療により、請求人に平成28年■月、■から共済金620,000円が支払われた。
- 3 平成29年3月23日、処分庁は、2の共済金について、法第63条を適用し、必要経費の文書料8,230円と控除額8,000円を差し引いた603,770円の返還を求める費用返

還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- 4 平成29年6月21日、請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね次のとおり主張し、処分庁による本件処分は法に違反しているなどとして、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-5によれば、法第63条に基づく費用返還決定処分について、自立更生に資する使途に充てられる金員に関しては返還額から控除することができる。そして、福祉事務所長は、このことを教示する義務を負っている。しかし、本件において処分庁が請求人に対し、そのような教示を行った事実は無く、請求人が自立更生計画を作成する機会を与えられることは無かった。
- (2) 本件処分通知書には、どのような理由で本件処分がなされたか、具体的にはどの収入について返還請求がなされたか、どの金額について収入認定除外を行ったかが明記されておらず、理由付記が不備である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分は適正かつ適法な処分であることから、本件審査請求の棄却を求める旨を主張している。

- (1) 自立更生のための用途に供される額の認定基準は、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第8-3-(3)、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第8-2-(3)、(4)及び昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）問(第8の40)に該当するものとなっている。

また、会計検査院の平成22年度決算検査報告「生活保護の事業の実施において、保護費に係る返還金の額の算定を適正に行うよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに保護費の返還及び徴収の決定を適切に行うことにより生活保護費等負担金の精算が適正なものとなるよう改善の処置を要求したもの」によれば、保護は、保護を受ける前の生活を保障するものではないため、保護開始前の債務に対する弁済金を返還対象額から控除することは認められていないとある。

(2) ケース記録への記載はないが、平成28年■月■日にケースワーカー2名で請求人に口頭確認したところでは、共済金の使途として、借金の返済と墓石の購入に充てたいとの申出と、共済金の一部はすでに借金の返済に充てるため費消したとの申出があったが、(1)のとおり、借金の返済及び墓石の購入費用は、費用返還対象額から控除することは認められることから、その旨を請求人に口頭で教示している。

また、法令には教示についての明確な規定はなく、教示がないことを理由に本件処分が違法・無法であるとはいえない。

(3) さらに、自立更生計画については、請求人が共済金の使途として申し出た借金の返済及び墓石の購入は、収入として認定しない取扱いには該当しないことは明らかであり、局長通知第8-2-(5)に鑑み、自立更生計画を徹する必要性がなかったものである。

理 由

1 認定した事実

請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 請求人は、法に基づき、平成24年■月■日から生活保護を受給した。その際、処分庁は請求人が加入していた■■■の生命共済の加入継続を容認したこと。
- (2) 請求人は、平成27年■月に■■■と診断され、下記の期間、■■■病院で入院加療を受けたこと。
 - ア 平成27年■月■日から同月■日まで
 - イ 平成28年■月■日から同年■月■日まで
 - ウ 平成28年■月■日から同年■月■日まで
- (3) 平成28年■月■日、(2)の入院加療に対し、■■■から共済金として請求人に620,000円が支払われたこと。
- (4) 平成28年■月■日、請求人は一関市福祉事務所を訪れ、(3)の共済金について収入申告したこと。
- (5) 平成29年3月23日、処分庁は、(3)の共済金について、法第63条を適用し、必要経費の文書料8,230円と控除額8,000円を差し引いた603,770円の返還を求める本件処分を行ったこと。
- (6) 平成29年■月■日、一関市福祉事務所職員は、請求人宅を訪問し、本件処分に係る返還決定通知書及び納入通知書を交付したこと。
- (7) 平成29年6月21日、請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求をしたこと。

2 本件に係る法令等の規定について

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条（不利益処分の理由の提示）第1項では「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と、同条第3項では「不利益処分を書面でするべきときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。
- (2) 法第63条（費用返還義務）では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (3) 次官通知では、第8-3-(2)-エー(イ)において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時の収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と規定し、第8-3-(3)-オ「災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないことと規定している。
- (4) 局長通知では、第8-2-(3)において「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。」と規定し、第8-2-(4)において「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と規定し、第8-2-(5)において、「(3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行うに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すこと。」と規定している。
- (5) 課長通知では、問(第8の40)自立更生のための用途に供される額の認定基準において、「局長通知第8-2-(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」に対する答えのひとつと

して、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費、とされている。

(6) 問答集では、問13-5（法第63条に基づく返還額の決定）において、「（中略）法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。」との問い合わせに対する答えのひとつとして、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、当該収入が、次官通知第8-3-(3)に該当するものにあっては、課長通知第8-40の認定基準に基づき実施機関が認めた額の範囲、もしくは当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、それぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない、とされている。

3 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 行政手続法第14条について

本件処分に係る「生活保護費返還決定通知書」において、適用条文、返還額は記載されているものの、返還理由については「入院給付金の給付による」との記載のみであり処分の原因となる共済金の内容、支払時期及び支払金額等事実関係の記載並びに返還額の算定根拠が記載されていない。

このような通知書の記載からは請求人においていかなる事実に基づき本件処分が行われたのか知ることができないことから、行政手続法第14条第1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でなく、本件処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れない。

(2) 本件処分手続について

請求人が義務と主張する収入として認定しないものとしての自立更生のためにあてられる額の教示について、教示の有無に関する請求人と処分庁の主張には相違があるが、当該教示を義務とする規定はないことから、教示がなかったとしても、違法又は不当とまではいえない。

(3) 自立更生のためにあてられる額の検討について

本件共済金収入に法第63条を適用したことについては、違法又は不当な点は認められないものの、本件処分を取り消し、改めて法第63条による費用返還決定を

行うに当たっては、自立更生のためにあてられる額の検討を行うなど、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)及び第8-3-(3)-オに留意して対応するよう処分庁に求める。

4 結論

本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成29年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

